



答申第 1022 号
令和 4 年 8 月 3 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 3 項の規定に基づき、令和 4 年 7 月 27 日付け神こ家第 2265 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う視覚障害者情報の収集について
(条例第 7 条「収集の制限」について)

- 1 高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するにあたり、視覚障害者に点字による案内を行うため、障害者更生相談所が保有する視覚障害者情報を収集することは、市民への速やかな給付金の支給に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う視覚障害者情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」について)

別紙
答申 1022

◎は条例第7条第3項に該当

◎【視覚障害者に関する情報】

(ひとり親世帯分・ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)

住基個人番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

○

○



答申第 1023 号
令和 4 年 8 月 3 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 4 年 7 月 26 日付け神行住第 1068 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う住民基本台帳情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するにあたり、行財政局住民課が保有する住民基本台帳情報を利用することは、対象者の正確な把握と審査の効率化が期待でき、迅速な支給に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 1023

【住民基本台帳情報】

(ひとり親世帯分・ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)

住基個人番号
漢字氏名
漢字氏名カナ
AL氏名
AL氏名カナ
通称名
通称名カナ
郵便番号
住所・方書

(ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)

住基個人番号
版数
世帯番号
住民種別 CD
住民状態 CD
漢字氏名
漢字氏名カナ
AL氏名
AL氏名カナ
通称名
通称名カナ
性別 CD
生年月日
住所・方書
郵便番号
世帯主氏名カナ
世帯主氏名
事実上の世帯主氏名
続柄 CD
住民年月日
本来の住民日
DVフラグ
DV申請年月日
DV決定年月日

DV 終了年月日



答申第 1024 号
令和 4 年 8 月 3 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 4 年 7 月 27 日付
け神行税市第 2423 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申し
ます。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う課税情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯を支援するため、子育て世帯
への臨時特別給付金事業を実施するにあたり、行財政局税務部市民税課が保有する市
民税情報を利用することは、対象者の正確な把握と審査の効率化が期待でき、迅速な
支給に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適
切かつ慎重に取り扱わなければならない。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う課税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 1024

【課税情報】

(ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)

○税個人情報

D B区分

住基個人番号

扶養否認コード

扶養義務者宛名番号

○税情報

D B区分

住基個人番号

調定年度

区コード

整理番号

整理番号履歴

非免減コード

移譲後__差引額__市民税

移譲後__差引額__県民税

○税住登外情報

D B区分

住基個人番号

外登個人宛名番号



答 申 第 1025 号
令 和 4 年 8 月 3 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年7月28日付け神福保第1554号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う生活保護受給者情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するにあたり、福祉局保護課が保有する生活保護受給者情報を利用することは、対象者の正確な把握と審査の効率化が期待でき、迅速な支給に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う生活保護受給者情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 1025

【生活保護受給者情報】

(ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)

福祉個人番号

福祉履歴番号

DB区分

住基個人番号

履歴番号

○

○



答申第 1026 号
令和 4 年 8 月 3 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 4 年 7 月 27 日付け神福障第 1902 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う特別児童扶養手当情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するにあたり、福祉局障害福祉課が保有する特別児童扶養手当受給者情報を利用することは、対象者の正確な把握と審査の効率化が期待でき、迅速な支給に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う特別児童扶養手当情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 1026

【特別児童扶養手当受給者情報】

(ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)

○受給者に関する情報

行政区

受給者住基個人番号

受給者住登外フラグ

受給者漢字氏名

受給者カナ氏名

受給者郵便番号

受給者住所

受給者生年月日

抽出条件

証書番号

養育要件

廃止

○対象児童に関する情報

児童住基個人番号

児童住登外フラグ

児童漢字氏名

児童カナ氏名

児童郵便番号

児童住所

児童生年月日

児童同別居区分

○振込口座情報

金融機関コード

金融機関名称

金融機関支店コード

金融機関支店名称

口座種別

口座番号

口座名義人



答申第 1027 号
令和 4 年 8 月 3 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 4 年 7 月 29 日付け神福障更第 294 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う視覚障害者情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するにあたり、福祉局障害者更生相談所が保有する視覚障害者に関する情報を利用することは、対象となる視覚障害者に点字による案内が可能となり、迅速な支給に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う課税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 1027

【視覚障害者に関する情報】

(ひとり親世帯分・ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)

住記個人番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

○

○



答申第 1028 号
令和 4 年 8 月 3 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 4 年 7 月 29 日付け神こ家第 2354 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う児童扶養手当及び児童手当情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するにあたり、こども家庭局家庭支援課が保有する児童扶養手当及び児童手当受給者情報を利用することは、対象者の正確な把握と審査の効率化が期待でき、迅速な支給に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
事業の実施に伴う児童扶養手当及び児童手当情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 1028

【児童扶養手当受給者情報】

(ひとり親世帯分)

○受給者に関する情報

事業コード
証書番号
住基個人番号
履歴番号
福祉個人番号
福祉履歴番号
行政区
漢字氏名
カナ氏名
外字属性
生年月日
分室区分
郵便番号
住所・方書
処理ステータス
資格喪失日
他区転出日
有効開始年月
手当ランク
支給開始年月
支給終了年月
無効区分
年金受給__所得制限

○対象児童に関する情報

住基個人番号
履歴番号
福祉個人番号
福祉履歴番号
漢字氏名
カナ氏名
郵便番号
住所・方書
生年月日
対象開始年月

対象終了年月
無効・廃止区分
処理ステータス
同居区分

○支払実績情報

年月
無効区分
総児童数
金額

○振込口座情報

金融機関コード
金融機関名
支店コード
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人

【児童手当受給者情報】

(ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)

○受給者に関する情報

事業コード
認定番号
住基個人番号
履歴番号
福祉個人番号
福祉履歴番号
行政区
漢字氏名
カナ氏名
外字属性
生年月日
分室区分
郵便番号
住所・方書
処理ステータス
資格喪失日
他区転出日
支給開始年月
DV区分

○対象児童に関する情報

事業コード

住基個人番号

履歴番号

福祉個人番号

福祉履歴番号

漢字氏名

カナ氏名

郵便番号

住所・方書

生年月日

対象開始年月

対象終了年月

要件終了年月

処理ステータス

同居区分

○

○支払実績情報

事業コード

年月

無効区分

総児童数

金額

○振込口座情報

金融機関コード

金融機関名

支店コード

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人

○